

2. 公共交通機関の施設 [3]昇降機

整備の基本的考え方

公共交通機関の駅等においては、改札口から乗降場に至るまでに高低差が生じる場合が多いので、建築物と同様に、安全で便利な昇降設備の整備の充実を図る。

整備基準

1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上ある停車場等の改札口から乗降場に至る経路に5m以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に建築物[4]昇降機の項第2号に定める構造に準じた構造のエレベーターを設けること。

さらに望ましい基準

○解説

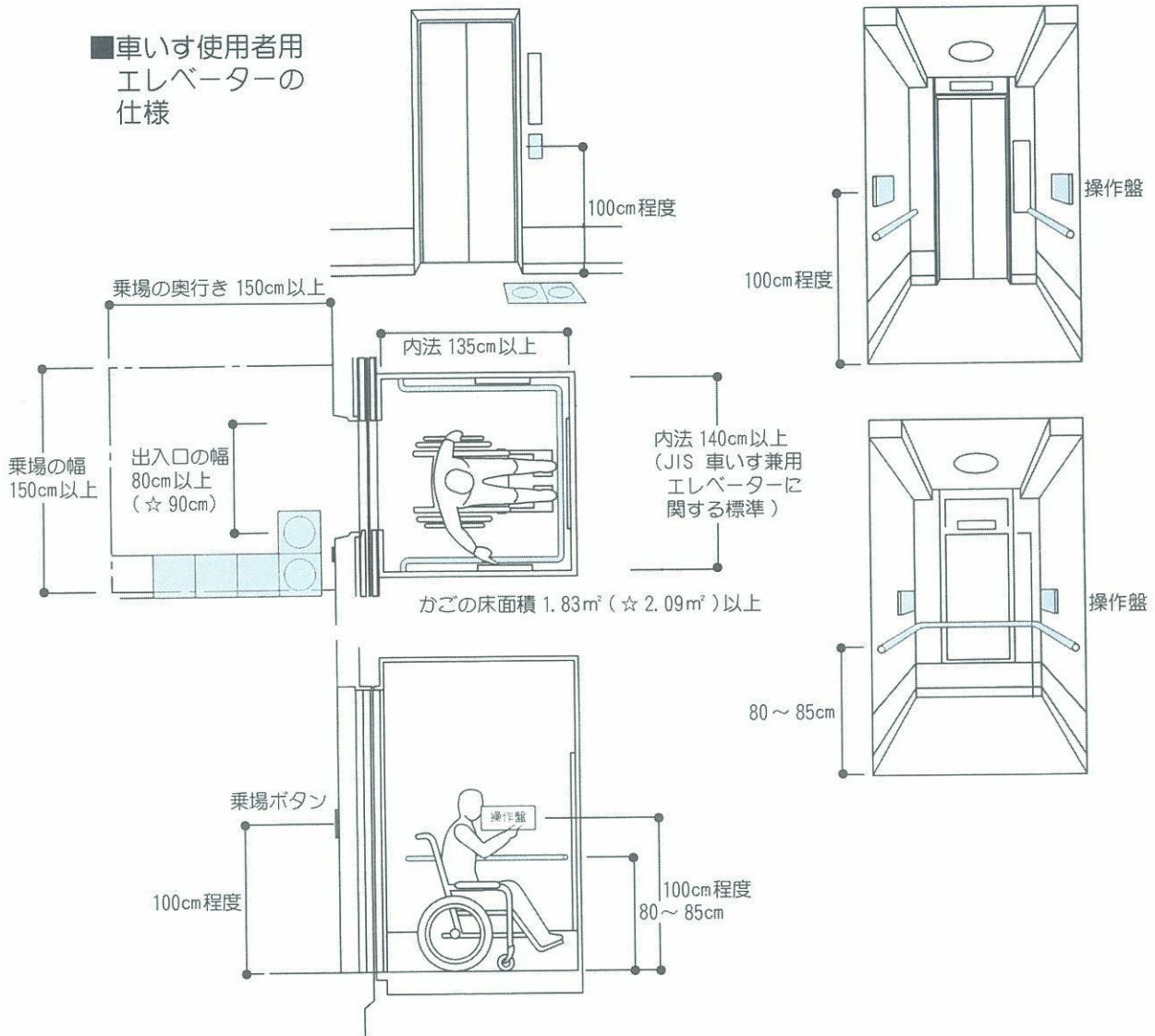
※建築物[4]昇降機の項 20 頁参照

○配慮事項

- ・ エスカレーターを設ける場合は、車いす対応型のエスカレーター(参考解説図参照)を設置すること。
- ・ 建築物[4]昇降機の項 20 頁参照

参考解説図

■車いす使用者用
エレベーターの
仕様



■車いす対応エスカレーターの場合

